

原議保存期間	30年(平成60年3月31日まで)
有効期間	一種(平成60年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第302号  
平成29年10月30日  
警察庁交通局交通企画課長

原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る道路交通法施行規則における大きさ及び速度の基準について(通達)

原動機を用いる身体障害者用の車椅子(以下「電動車椅子」という。)に関して、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の3に規定する「身体障害者用の車いす」とみなされるために満たすべき基準については、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第1条の4第1項各号に定められているところ、同基準のうち、その大きさ及び速度の解釈については、「原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る道路交通法施行規則における大きさ及び速度の基準について」(平成19年6月27日付け警察庁丁交企発第92号。以下「旧通達」という。)において示しているところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第48号)の施行に伴い、今後は下記の基準によることとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

#### 記

#### 1 大きさの基準について

府令では、歩行者として取り扱われる電動車椅子の車体の大きさの基準について、長さ、幅及び高さの上限を定めているところ、車体の大きさとは、通常通行することが想定される最大の状態で測定した大きさをいうものと解する。

したがって、電動車椅子本体にねじ等で固定されている附属品のみならず、道具を使わずに取付け及び取外しが可能な附属品であっても、通常時に取り付けて通行することが想定されるものが取り付けられている場合には、これを車体の一部として大きさを測定することとなる。一方、道具を使わずに取付け及び取外しが可能で、限られた利用時のみに取り付ける附属品については、車体の一部としないものとする(別表参照)。

また、シートを前後方向に調整することができるものやアームレストの幅を調整することができるもの等、可動部分がある電動車椅子については、通行可能な状態のうち、長さ、幅及び高さが最大となるようにセットした状態でその大きさを測定するものとする。ただし、リクライニングが可能なバックレストについては、現に通行している状態にセットして測定するものとする。

なお、府令第39条の4第1項の規定により国家公安委員会の型式認定を受けた電動車椅子であっても、事後的に附属品を取り付けた場合に車体の大きさが府令の基準を超えることがあり得ることに留意するとともに、このような電動車椅子を通行させている利

用者に対しては、車体の大きさが府令の基準に適合するよう附属品を取り外すか、その大きさの電動車椅子を用いることがやむを得ないことにつき府令第1条の4第2項に規定する警察署長の確認を受けるよう指導されたい。

## 2 速度の基準について

府令では、歩行者として取り扱われる電動車椅子の速度の基準について、「6キロメートル毎時を超える速度を出すことができない」こととされているところ、これは水平な路面において6キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造であるという趣旨であると解する。

したがって、下り坂において6キロメートル毎時を超える速度で通行したことをもって直ちに歩行者として取り扱われなくなるものではないが、このような利用者に対しては、安全な速度で通行するよう指導されたい。

## 別表 大きさの基準に関する附属品の取扱いについて

### 1 車体の一部として取り扱わない附属品

以下の附属品のうち、道具を使わずに取付け及び取外しが可能なものについては、車体の一部として取り扱わないものとする。

雨天時のみに取り付ける雨よけルーフ、車道通行時のみにとりつける視認性を高めるための旗・ポール

### 2 車体の一部として取り扱う附属品

1以外の附属品については、道具を使わずに取付け及び取外しが可能であっても、車体の一部として取り扱うものとする。具体的には、以下の附属品が考えられる。

バスケット、フロントバンパー、ウインドシールド、バックミラー、バックレストエクステンション、ステッキホルダー、松葉杖ホルダー、テールライト、ホイールキャップ、転倒防止のための補助車輪その他これらに類するもの